

岩手県個人情報保護審議会答申一覧

個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項

答 申 第 1 号

平成 13 年 7 月 5 日

岩手県知事 増 田 寛 也 殿

岩手県個人情報保護審議会
会長 天 野 巡 一

個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項について（答申）

平成 13 年 6 月 6 日付け広第 268 号で諮問のあったこのことについて、その理由又は必要性等を審議した結果、諮問の内容はいずれも適当なものと認められるので答申します。

なお、別記適用除外事項の運用に当たっては、次の点に留意するとともに、その該当性の判断は実施機関において厳格に行うこととし、また、新たに適用除外の取扱いを必要とする個別の事項が生じた場合には必ず審議会の意見を聴くこととするなど、個人情報保護条例の趣旨に沿って適正な取扱いが行われるよう要請します。

記

1 [略]

2 [略]

3 目的外の利用又は提供の禁止の原則の適用を除外する事項（条例第 5 条第 1 項第 6 号）については、目的外の利用又は提供をすることに合理性を有し、かつ個人の権利利益を不当に侵害することがない場合に限って認めるものであり、類型事項に該当すると判断される場合にあっても、目的外の利用又は提供の禁止の原則を踏まえ、利用又は提供する個人情報の範囲や必要性を十分に検討し、必要以上の個人情報外部に提供されることのないよう慎重な対応が望まれること。

4 [略]

別記

個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項

I [略]

II [略]

III 目的外の利用又は提供の禁止の原則の適用を除外する事項（条例第 5 条第 1 項第 6 号）

（1） 類型事項 NO. 1～18

（2） 個別事項 別紙のとおり

IV [略]

類 型 事 項 諮 問 一 覧

区 分	知事	議会	教育委員会	選挙管理委員会	監査委員	人事委員会	労働委員会	収用委員会	海区漁業調整委員会	内水面漁場管理委員会	医療局長	企業局長	県立大学	工業技術センター	公安委員会	警察本部長	
	I	[略]															
II	[略]																
III	1 栄典、表彰等の選考事務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2 委員、講師等の選任の事務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3 報道機関への公表、取材対応	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4 資料送付のための名簿の提供	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5 訴訟当事者としての資料提出	○	○	○		○		○	○			○	○	○	○	○	○
	6 会計検査院法第 26 条	○		○	○	○						○	○	○	○	○	○
	7 地方自治法第 100 条第 1 項	○		○	○		○	○		○	○	○		○	○	○	○
	8 民事訴訟法第 226 条ほか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	9 刑事訴訟法第 197 条第 2 項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	10 地方自治法第 98 条第 1 項	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	11 弁護士法第 23 条の 2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	12 国税徴収法第 141 条	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	13 刑事訴訟法第 507 条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	14 許可、免許等に係る事務	○															
	15 国税犯則取締法第 1 条第 2 項	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	16 地方税法第 20 条の 11 ほか	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	17 各種災害により被災した者に対する生活再建に向けた支援	○		○													
	18 災害対策基本法に基づく個人情報情報の利用・提供事務	○		○													
IV	[略]																
計	諮問件数	[略]															

I [略]

II [略]

III 目的外の利用又は提供の禁止の原則の適用を除外する事項（条例第5条第1項第7号）

(1) 類型事項

番号	類 型	利用・提供する理由又は必要性
1	栄典、表彰等の選考事務に関し、選考に必要な範囲で、候補者に関する個人情報を実施機関内部で利用し、又は実施機関以外の県の機関又は国若しくは他の地方公共団体に提供するとき。	<ul style="list-style-type: none">・本人に知られることにより、事務の公正な運営に支障を来たしたり、本人に事前に期待を抱かせ選考からもれた場合の不信感につながるなど、事務の円滑な実施を困難にするおそれがあること。・当該事務の性質上、本人から収集する場合、情報の客観性、正確性を確保することが困難であり、事務の遂行に支障を生じること。
2	委員、講師、指導者、助言者等を選任する事務に関し、候補者に関する個人情報を実施機関内部で利用し、又は実施機関以外の県の機関又は国若しくは他の地方公共団体に提供するとき。	<ul style="list-style-type: none">・適任者を幅広く求めるため、本人以外の者から候補者の個人情報を収集する必要があること。・当該事務の性質上、本人から収集する場合、情報の客観性、正確性を確保することが困難であり、事務の遂行に支障を生じること。
3	報道機関への公表や報道機関からの取材、要請等に応じ、個人情報を提供するとき。 ただし、社会的関心が高いなど県民に知らせる公益上の必要性があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。	<ul style="list-style-type: none">・対象となる個人情報の内容、社会的関心の高さ、公表した場合の影響等を判断して、社会通念上許容される範囲内であり、かつ、当該個人情報の内容その他の事情からみて、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときは、報道機関に発表し、又は報道機関の取材に応じることが必要な場合があること。

4	<p>広報資料の送付又は会議等の案内のために、保有する名簿等を実施機関以外の県の機関又は国若しくは他の地方公共団体に提供するとき。</p> <p>ただし、本人が送付又は案内を拒む意思を表明している場合を除く。</p>	<p>・実施機関が実施した事業の参加者等に対し、国等が関連する事業や会議、催し物等の案内をし、又は刊行物等を送付することは本人が拒否している場合を除き、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められること。</p>
5	<p>訴訟当事者である県が訴訟資料として裁判所に個人情報を提供するとき。</p>	<p>・事実関係を正確に反映させ、公正かつ妥当な訴訟を遂行する要請との均衡を考慮して、個人情報の保護に十分に配慮しながら処理する必要があること。</p> <p>・実施機関から提供を受けなければその目的を達成することが困難な場合であり、かつ提供する個人情報の内容、当該利用目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>
6	<p>会計検査院法第26条の規定に基づく会計検査院の帳簿等の提出要求に従い、帳簿等を提供するとき。</p>	<p>・法律の規定に基づく要求であり、地方公共団体の機関として、当該規定の趣旨を踏まえて処理する必要があること。</p> <p>・当該個人情報を利用する目的に公益上の必要があるとともに、実施機関から提供を受けなければその目的を達成することが困難な場合であって、かつ提供する個人情報の内容、当該利用目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限ること。</p>
7	<p>地方自治法第100条第1項の規定に基づく議会の提出要求に従い、選挙人等の記録を提供するとき。</p>	<p>・法律の規定に基づく提出要求であり、地方公共団体の機関として、当該規定の趣旨を踏まえて処理する必要があること。</p> <p>・当該個人情報を利用する目的に公益上の必要があるとともに、実施機関から提供を受けなければその目的を達成することが困難な場合であって、かつ提供する個人情報の内容、当該利用目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限ること。</p>
8	<p>民事訴訟法第226条等の法律の規定に基づく裁判所からの求めに応じて、報告、文書の送付等を行うとき。(※エラー! ブックマークが定義されていません。頁)</p>	
9	<p>刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく司法警察職員からの照会に対して回答するとき。</p>	<p>・法律の規定に基づく提出要求であり、地方公共団体の機関として、当該規定の趣旨を踏まえて処理する必要があること。</p> <p>・当該個人情報を利用する目的に公益上の必要があるとともに、実施機関から提供を受けなければその目的を達成することが困難な場合であって、かつ提供する個人情報の内容、当該利用目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限ること。</p>
10	<p>地方自治法第98条第1項の規定に基づく議会からの検閲又は報告の請求に応ずるとき。</p>	<p>・法律の規定に基づく提出要求であり、地方公共団体の機関として、当該規定の趣旨を踏まえて処理する必要があること。</p> <p>・当該個人情報を利用する目的に公益上の必要があるとともに、実施機関から提供を受けなければその目的を達成することが困難な場合であって、かつ提供する個人情報の内容、当該利用目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限ること。</p>
11	<p>弁護士法第23条の2の規定に基づく弁護士会からの照会に対して回答するとき。</p>	

12	<p>国税徴収法第 141 条の規定に基づく税務署等からの質問及び検査に応ずるとき。</p>	
13	<p>刑事訴訟法第 507 条の規定に基づき検察官等からの照会に対して回答するとき。 (平成 15 年 2 月 13 日 答申第 18～28 号)</p>	
14	<p>許可、免許等に係る事務において、許可等の要件の該当性等を確認するため、申請者等に関する個人情報を実施機関内部で利用し、又は県の他の機関若しくは国若しくは他の地方公共団体等に提供するとき。 (平成 16 年 4 月 28 日 答申第 31 号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・許可、免許等の事務において、資格の欠格要件該当者や兼任が認められていない資格者の重複登録の有無の確認のために、国や他の地方公共団体その他当該許可、免許等の権限を有している機関等に対して、申請者等の情報を提供することが必要な場合があること。 ・複数の許可等を必要とする計画等について、それぞれの許可等の事務を所管する部署が連携して当該事務を実施するために、申請者等の情報を実施機関内部で利用し、又は県の他の機関若しくは市町村等に提供することが必要な場合があること。
15	<p>国税犯則取締法第 1 条第 2 項の規定又は地方税法において国税犯則取締法の規定を準用する規定に基づく収税官吏等からの犯則事件の検査等に応ずるとき。(※45 頁～)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法律の規定に基づく提出要求であり、地方公共団体の機関として、当該規定の趣旨を踏まえて処理する必要があること。 ・当該個人情報を利用する目的に公益上の必要があるとともに、実施機関から提供を受けなければその目的を達成することが困難な場合であって、かつ提供する個人情報の内容、当該利用目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に 限ること。
16	<p>地方税法第 20 条の 11 等の法律の規定に基づく徴税吏員等からの協力要請としての税務調査に応ずるとき。(※49 頁～) (平成 21 年 6 月 4 日 答申第 48～58 号)</p>	
17	<p>各種災害により被災した者に対する生活再建に向けた支援を行うことを目的に、当該被災者に関する個人情報を実施機関内部で利用し、又は他の実施機関、国、他の地方公共団体、岩手県内に所在する社会福祉協議会若しくは当該被災者の生活再建に向けた支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種災害の発生により相当程度の被害が生じ、多数の被災者の生活基盤が奪われた場合、県だけで多種多様なニーズに応じたきめ細かな支援を網羅的に実施することは困難であることから、市町村をはじめとする関係機関との連携・協力が不可欠であり、当該関係機関が行う被災者に対する支援に関する事務、事業又は活動が時機を失することなく円滑かつ迅速に実施されるようにするため、県が保有する個人情報の提供が必要となる場合があること。 ・被災者に対する支援の実施に当たって、被災者本人からの同意を得る方法を取った場合、支援の実施までに時間を要し、時機を

	<p>に関する事業若しくは活動を実施しようとする各種の法人若しくは団体のうち当該事業の内容その他の事情を総合的に勘案して実施機関が適当と認められたものに提供するとき。</p> <p>(平成 24 年 3 月 19 日 答申第 69～70 号)</p> <p>(※被災者支援に係る個人情報提供の対象となる団体の基準等については、別添答申を参照。)</p>	<p>得た支援を実施することが困難になり、結果として被災者に不利益を生ずることとなるおそれがあること。</p> <p>また、被災者に対する支援を実施しようとする都度、何度も繰り返し被災者本人の同意を求めることとなれば、同意を求められる被災者本人の負担が増すことになるとともに、同意を得られないことによる支援機会の喪失や支援の漏れにもつながること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村等の関係機関以外の各種の法人又は団体においても、実施機関と連携・協力して被災者に対する支援を目的とした事業又は活動（以下「事業等」という。）を実施する場合があります。当該事業等が被災者の生命、身体、財産その他の権利利益の回復、保護、保全又は増進に資するものであり、かつ、県から個人情報の提供を受けなければ当該事業等の目的が達成し難いと認められるときには、各種の事情を総合的に勘案の上、当該法人又は団体に対し、県が保有する個人情報を提供することができるようにする必要があること。（提供の可否の判断に当たっては、当該個人情報の対象者である被災者本人の権利利益を不当に害することのないよう最大限配慮する必要があることから、あらかじめ一定の条件を定め、当該条件をすべて満たす場合に限り個人情報を提供することができるものとする。）
18	<p>災害対策基本法第 49 条の 10 第 4 項、第 86 条の 15 第 1 項、同条第 4 項及び第 90 条の 3 第 4 項の規定に基づく市町村長からの求め又は照会者からの照会に応ずるとき。</p> <p>(※教育委員会は、法第 86 条の 15 第 1 項を除く。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法律の規定に基づく求め及び照会であり、地方公共団体の機関として、当該規定の趣旨を踏まえて処理する必要があること。 避難行動要支援者名簿は、災害時に迅速な避難行動をとることが困難な者の避難支援のために市町村長が作成するものであり、平時においても実態に即した更新が求められ、避難行動要支援者の生命・身体の災害からの保護が確実に行われるよう協力する必要があること。 被災者の生死や所在等に関する情報は、親類縁者等にとって極めて関心の高い情報であるため、当該被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しながら、情報を提供することが求められること。 被災者台帳は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために市町村長が作成するものであり、被災者への支援漏れが生じないよう協力する必要があること。

IV [略]

個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項（個別事項）

I [略]

II [略]

III 目的外の利用又は提供の禁止の原則の適用を除外する事項（条例第5条第1項第7号）

事 項	利用・提供する個人の類型	提供先	利用・提供する理由又は必要性
県政提言等処理システム (秘書広報室広聴広報課)	提言者	各 実 施 機 関、警察本部、 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・県政提言等に適切に対応し、県民サービスの向上と事務事業の改善を図るためには、事務の目的の範囲内で、全庁的な県政提言等処理情報の蓄積と改善策の共有化が重要であること。 ・提供先は、県の機関に限定されており、さらに県以外の外部に提供されるようなことはないこと。

(平成14年9月3日答申第17号)

事 項	利用・提供する個人の類型	提供先	利用・提供する理由又は必要性
学習指導、生徒指導、 進路指導、学籍管理事務 (教育委員会事務局学 校教育室)	児童生徒	県の機関、 国、他の地方 公共団体又は 私立学校	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の在籍の異動にともなう学籍管理事務や、設置者の異なる学校間での学習指導、生徒指導及び進路指導を行うためには、県教育委員会が有する児童生徒に関する個人情報について、市町村教育委員会・市町村立学校・国立学校・私立学校への提供が必要不可欠であること。

(平成15年2月13日答申第29号)

事 項	利用・提供する個人の類型	提供先	利用・提供する理由又は必要性
岩手県地域がん 登録事業 (保健福祉部健康 国保課)	がん患者	保健・医 療機関	<p>本事業は県内のがん患者の発症と経過に関する情報を継続的に収集、保管及び解析し、その解析結果等を医療機関等に提供し、もって、本県におけるがん予防対策の実施及びがん医療の一層の推進・向上を図るとともに、県民の保健衛生の向上に寄与することを目的としている。</p> <p>がんの発症には、食生活、運動、喫煙、飲酒などの生活習慣等が深く関わっているものの、生活習慣と発症とのより具体的な因果関係を明らかにする</p>

			<p>には、長期に渡る追跡調査・研究が必要であり、個人を特定する情報（特に氏名、住所（市町村）、生年月日）を必要とする。これらの調査・研究は県内外における保健・医療機関により行われている。</p> <p>個人情報の提供について本人の同意を得ていない理由は、調査・研究に必要な基礎データが数千から1万件（人分）にのぼることが多いことから、提供について各患者本人への同意を前提とした場合、事実上、データの利用は極めて難しくなることが予想され、本県におけるがんの調査・研究、ひいては本事業の目的達成に支障が生じるおそれがあるためである。</p>
<p>岩手県地域脳卒中登録事業 （保健福祉部健康 国保課）</p>	<p>脳卒中患者</p>	<p>保健・医療機関</p>	<p>本事業は県内の脳卒中患者の発症と経過に関する情報を継続的に収集、保管及び解析し、その解析結果等を医療機関等に提供し、もって、本県における脳卒中予防対策の実施及び脳卒中医療の一層の推進・向上を図るとともに、県民の保健衛生の向上に寄与することを目的としている。</p> <p>脳卒中の発症には、食生活、運動、喫煙、飲酒などの生活習慣等が深く関わっているものの、生活習慣と発症とのより具体的な因果関係を明らかにするには、長期に渡る追跡調査・研究が必要であり、個人を特定する情報（特に氏名、住所（市町村）、生年月日）を必要とする。これらの調査・研究は県内外における保健・医療機関により行われている。</p> <p>個人情報の提供について本人の同意を得ていない理由は、調査・研究に必要な基礎データが数千から1万件（人分）にのぼることが多いことから、提供について各患者本人への同意を前提とした場合、事実上、データの利用は極めて難しくなることが予想され、本県における脳卒中の調査・研究、ひいては本事業の目的達成に支障が生じるおそれがあるためである。</p>

(平成16年3月30日答申第30号)

事 項	利用・提供する個人の類型	提供先	利用・提供する理由又は必要性
<p>懲戒処分等に係 る事務 （教育委員会）</p>	<p>飲酒運転をした県教育 委員会の任命に係る学校 長（市町村立学校の学校長）</p>	<p>報道機関</p>	<p>教育委員会の任命に係る職員は、地域において学校教育や教育行政に携わる者として県民から高い社会的関心が寄せられている</p>

<p>※ 職員の懲戒処分等に係る事務に関し、非違行為を行った職員の個人情報報道機関に提供する必要が生じた場合には、貴職において、公表の対象とする非違行為に対応する処分の程度及び職員の職位並びに公表する個人情報の内容について、明確な基準を定めた上で実施する限りにおいては、個人情報保護条例第5条第1項第6号の規定に基づく当審査会の意見を聴く手続きを経たものとみなすこと。 (平成16年3月30日付け個人審議第1号 教育委員会を除く各実施機関の長あて通知)</p>	<p>を含む。) 並びに事務局及び学校以外の教育機関の課長相当職以上の職員</p> <p>※ 職員の懲戒処分等に係る事務に関し、当該答申に定める「利用・提供する個人の類型」に該当しないものについても、非違行為を行った職員の個人情報を報道機関に提供する必要が生じた場合には、公表の対象とする非違行為の種類、非違行為に対応する処分の程度及び職員の職位並びに公表する個人情報の内容について、明確な基準を定めた上で実施する限りにおいては、これを適当と認め、今後、個人情報保護条例第5条第1項第6号に基づく当審議会意見を聴く手続きを経たものとして取り扱って差し支えないこと。(平成16年3月30日付け個人審議第1号 教育委員会委員長あて通知)</p>	<p>るため、職員の個人情報についても高度の説明責任が求められる場合があること。</p> <p>教職員は、児童生徒に対する教育に関わる者として高い倫理観が求められており、反社会的行為を行った場合、大きな社会的影響を与えるため、社会的関心及び県の説明責任も高くなること。</p> <p>飲酒運転は重大悪質かつ社会的影響の大きい非違行為であり、校長等が飲酒運転をした場合はとりわけ社会的影響が大きいため、県民への説明責任を徹底する必要があること。</p>
--	--	---

(平成 17 年 5 月 17 日答申第 33 号)

事 項	利用・提供する個人の類型	提供先	利用・提供する理由又は必要性
火薬類製造(販売)営業許可、高圧ガス製造許可及び猟銃製造(販売)許可事務 (総務部総合防災室)	火薬類製造(販売)許可者、高圧ガス製造許可者(第1種製造者及び第1種貯蔵所に限る。)、猟銃製造(販売)許可者	市町村	市町村は、当該市町村の地域に係る市町村防災計画を定めなければならない。(災害対策基本法第 42 条第 1 項) 宮城県沖地震をはじめ、三陸沖では高い地震、津波の発生確率が発表されており、市町村においては、津波避難計画を修正することが必要である。 このことから、公共安全の維持に重大な関係があると認められる個人情報を提供するものであること。

(平成 19 年 6 月 27 日答申第 37 号)

事 項	利用・提供する個人の類型	提供先	利用・提供する理由又は必要性
特定疾患医療受給者証交付事務 (保健福祉部健康国保課)	盛岡市在住の特定疾患医療受給者	盛岡市(保健所)	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法(昭和 22 年法律 67 号)第 252 条の 22 第 1 項の中核市への移行手続きをしている盛岡市が保健所を設置することに伴い、難病患者の支援は県(保健所)から盛岡市(保健所)に移管されるが、特定疾患医療受給者の情報は盛岡市に移管されないこと。 ・盛岡市(保健所)において、難病患者の在宅療養支援を行うためには、特定疾患医療受給者の情報が必要不可欠であること。 ・患者等からの直接相談等がある場合を除き、市町村では難病患者の情報を取得する方法がないこと。 ・特定疾患医療受給者証交付事務により県が保有する個人情報を盛岡市(保健所)に提供することで、支援が必要な患者の把握が可能となること。

(平成 20 年 6 月 26 日答申第 40 号)

事 項	利用・提供する個人の 類型	提供先	利用・提供する理由又は必要性
児童虐待・DV 事例 における児童手当関係 事務処理について (保健福祉部児童家庭 課)	児童虐待の被害 者及びその加害者、 親権喪失宣告を受 けた者及びその者 の児童、配偶者から の暴力の被害者、そ の加害者及びその 当事者の児童、その 他収集情報に含ま れる個人	都道府県、 市町村その他 の児童手当認 定者	・児童虐待及び配偶者からの暴力が認められ る児童手当の認定事務においては、当該事務を 円滑かつ適切に行なうため、児童手当の支給又 は支給停止に必要な情報を県が関与して提供 することが不可欠であること。

(平成 20 年 11 月 11 日答申第 44 号)

事 項	利用・提供する個人の 類型	提供先	利用・提供する理由又は必要性
ドクターヘリ導入可 能性調査に係る患者情 報の提供事務 (医療局医事企画課)	平成 19 年中に県 立大船渡病院救命 救急センター及び 県立久慈病院救命 救急センターに搬 送され、重症以上と 診断した傷病者	保健福祉部 医療国保課	・提供先において実施されるドクターヘリの 本県への導入可能性調査において、導入した 場合の効果を具体的に算出するため、ドク ターヘリ適応症例の事例に係る搬送時間等の 情報を収集・分析する必要があること。 ・この情報は、該当する事例を受け入れた救 命救急センターでなければ保有していない 情報であること。 ・対象者本人からの同意の取得には、多大な 時間と経費を要し、提供先が実施する事務の 円滑な実施が困難になるおそれがあること。

(平成 22 年 3 月 15 日答申第 61 号)

事 項	利用・提供する個人の 類型	提供先	利用・提供する理由又は必要性
身体障害者手帳の交 付事務 (保健福祉部障がい保 健福祉課)	身体障害者手帳の 交付を受けた者	国（厚生労働 省)	国が、障害年金受給資格者の未受給理由を 把握し、その請求漏れ防止対策に活用するこ とを目的として実施する「障害年金を受給し ていない身体障害者のサンプル調査」に協力 するため、知事が保有する身体障害者手帳交 付台帳に係る個人情報を提供するものであ り、公益上の必要があるものと認められる。

(平成 22 年 11 月 12 日答申第 65 号)

事 項	利用・提供する個人の類型	提供先	利用・提供する理由又は必要性
身体障害者手帳、療育手帳及び精神保健福祉手帳の交付事務 (保健福祉部障がい保健福祉課)	身体障害者手帳、療育手帳及び精神保健福祉手帳の交付を受けた者	国 (厚生労働省)	国が、障がい者の自立と社会経済活動への参加をより一層促進するため実施する「障害者就業実態調査」に協力するため、知事が保有する身体障害者手帳、療育手帳及び精神保健福祉手帳交付台帳に係る個人情報を提供するものであり、公益上の必要があるものと認められる。

(平成 24 年 3 月 19 日答申第 68 号)

事 項	利用・提供する個人の類型	提供先	利用・提供する理由又は必要性
森林簿の調整及び管理に関する事務 (農林水産部森林整備課)	森林所有者	森林法に基づく森林経営計画を作成しようとする林業事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の多面的機能の持続的発揮等を図るため、森林施業の集約化を行い、地域の森林経営を担う意欲と能力を有する林業事業者等への森林簿情報の提供を進めるよう、森林・林業基本計画 (平成 23 年 7 月 26 日閣議決定) において方向性が示されていること。 ・森林所有規模の零細性、木材価格の長期低迷により、森林所有者自ら森林経営を行う意欲が低下していることから、県では、森林所有者に代わって地域の森林経営を担うことのできる林業事業者を育成し、森林施業の集約化を推進しており、その取組の推進に当たって、森林経営計画を作成しようとする林業事業者に対する森林所有者情報の提供が不可欠であること。 ・森林経営計画の作成により、計画的かつ効率的な森林施業の実施が確保されるとともに、森林所有者への利益の還元や、森林荒廃の防止につながること。 ・提供先となる林業事業者の選定に当たっては、利用目的及び当該事業者の事業実施能力、個人情報の適切な管理能力について審査を行うものであること。

(平成 25 年 3 月 27 日答申第 73 号)

事 項	利用・提供する個人の類型	提供先	利用・提供する理由又は必要性
臓器提供に伴う児童虐待情報等の提供 (保健福祉部児童家庭課)	児童虐待の通告があった児童及びそのきょうだい	児童から臓器の摘出を行おうとする臓器提供施設	・18 歳未満の児童からの臓器提供において、虐待が行われた疑いがある児童からの臓器の摘出は行わないこととされているため、児童からの臓器の摘出を行おうとする臓器提供施設は、虐待が行われた疑いがあるかどうかを児童相談所等に確認する必要性が生じ、児童相談所等においてはその情報を提供することが不可欠となること。

(平成 27 年 2 月 25 日答申第 77 号)

事 項	利用・提供する個人の類型	提供先	利用・提供する理由又は必要性
認知症高齢者等の身元不明者に係る連絡調整事務 (保健福祉部長寿社会課)	身元不明により保護した認知症高齢者等(若年性認知症の者を含む)	報道機関 一般住民	<p>他県において、身元不明の認知症高齢者に関する報道により、長期間身元不明だった者の身元が判明した事案があったことをきっかけに、認知症への社会的な関心が強まっている。</p> <p>国においても、身元不明の認知症高齢者等についての積極的な情報提供を各自治体に呼びかけている。</p> <p>身元不明者の身元を早期に特定するためには、報道機関への情報提供、ホームページへの掲載を通じ、広く一般に情報提供を求める必要があること。</p> <p>なお、提供の可否の判断に当たっては、身元不明者の権利利益を不当に侵害することのないよう最大限配慮する必要があることから、あらかじめ定めた要件を全て満たす場合に限ること。</p>

(平成 27 年 2 月 25 日答申第 78 号)

事 項	利用・提供する個人の類型	提供先	利用・提供する理由又は必要性
自動車税納税情報提供事務 (総務部税務課)	自動車税の納税義務者	国（国土交通省）	自動車の継続検査又は構造等変更検査において、現に自動車税の滞納がないことを確認するため、道路運送車両法第 97 条の 2 第 2 項の規定に基づく国土交通大臣からの照会に応じるものであり、地方公共団体の機関として当該規定の趣旨を踏まえ処理する必要があるとともに、当該個人情報を提供する目的に、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められること。

(平成 28 年 7 月 11 日答申第 83 号)

事 項	収集する個人の類型	収集先	収集する理由又は必要性
岩手県地域心疾患登録事業 (保健福祉部健康国保課)	心疾患患者	保健・医療機関	・収集した個人情報を利用し、心疾患の診断、治療及び予防に役立てるための研究を行うことは、当該研究の成果により本県の心疾患対策に役立つものであり、公益上の必要性が認められることから、利用希望者から利用の申請があった場合は、研究目的、個人情報の利用の必要性等を審査し、支障がない場合に提供する。

(令和 3 年 11 月 4 日答申第 103 号)

事 項	収集する個人の類型	収集先	収集する理由又は必要性
被災者のこころのケア相談支援事務 (保健福祉部障がい保健福祉課)	東日本大震災による被災者のうちこころのケアが必要な状態の者	—	相談内容を分析し、被災者のこころのケアの今後の方向性を決めるため、実施機関内部で個人情報を利用する必要があること。

IV [略]